

広島県告示第五百四十三号

広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。  
 なお、平成二十六年広島県告示第二百十九号（広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広場、サイクリングロードその他の施設の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
広場、サイクリングロードその他の施設	一〇〇平方メートルにつき三時間まで（ことに	一七〇円以内

二 自転車の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲		
		一回の利用台数が一九台以下の場合	平日	休日
ロードレーサ	一台二時間につき	一、〇三〇円以内	五二〇円以内	九三〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	
マウンテンバイク	一台二時間につき	七七〇円以内	三九〇円以内	六九〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	
マウンテンバイク	一台二時間につき	六三〇円以内	三二〇円以内	五七〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	
軽快車	一台二時間につき	六三〇円以内	三二〇円以内	五七〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	
子供乗せ付軽快車	一台二時間につき	九六〇円以内	四九〇円以内	八七〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	
快車	一台延長一時間につき			二八〇円以内
			一回の利用台数が二〇台以上の場合	

子供マ ウンテ クンバ イ	一台二時間 につき	三五〇円以内	三二〇円以内
	一台延長一 時間につき	一九〇円以内	一五〇円以内
おもし ろ自転 車	一台三〇分 まで(ごとこ)		四二〇円以内

備考

- 一 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日以外の日をいう。
- 二 この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。